

委託契約書(案)

委託業務の名称 令和6年度指定管理鳥獣(イノシシ)捕獲等事業業務

委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税(税率計10%)の額 金 円)

委託の期間 着手 令和6年 月 日(契約日)
履行期限 令和7年 3月25日

上記の委託業務について、委託者 福島県 を甲とし、受託者を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

- 第1条 乙は、この契約書に定めるほか別紙仕様書(以下「仕様書」という。)に従い、契約書に記載されている委託業務を履行しなければならない。
- 2 仕様書に明示されていないもので必要ある事項については、甲乙協議してこれを定めるものとする。
- その他軽微なものについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約の締結と同時に、委託料の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- 2 前項及び第3項の規定は、甲が、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第229条第1項の規定により契約保証金を免除した場合は適用しない。
- 3 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の5に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 4 契約保証金から生じた利子は、甲に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

- 第4条 甲は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員を置くことができる。
- 2 甲は、前項により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。

3 監督員は、この契約並びに設計図書に定められた事項の範囲内において必要な監督を行い、第6条に規定する主任技術者に対して指示を与える等の職務を行う。

(委託業務実施状況の報告等)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(主任技術者)

第6条 乙は、委託業務の実施について、自己に代わって技術上の管理をつかさどる主任技術者を置き、当該主任技術者の氏名を書面で甲に通知しなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

3 消費税法等の改正等により消費税率に変動が生じた場合は、相当額を加減した額を契約金額に変更する。

(乙の請求による履行期限の延長)

第8条 乙は、天災その他その責に帰すことができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、その事由を付した書面により、甲に履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第9条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(完了及び検査)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、完了届及び実績報告書に成果品を添えて、遅滞なく甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に提出された成果品について検査及び委託料の精算行為を行い適当とすると認めたときは、委託料の額を確定し乙に通知するものとする。ただし、確定額が契約額と同額の場合には、これを省略することができる。

3 第2項の検査の結果不合格となり、成果品について修補を命ぜられたときは、乙は遅

滞なく当該修補を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。

- 4 乙は、前項の規定により命ぜられた修補を完了したときは、甲に修補完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第2項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条第2項又は第4項の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の一部を概算払することができる。
- 3 甲は、第1項及び第2項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 4 乙は、第2項の規定により概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書及び支出計画を甲に提出するものとする。
- 5 乙は、委託料が著しく減額変更された場合において、受領済みの概算払金額が減額後の委託料を超えるときは、委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 6 乙は、第2項の規定により概算払を受けたときは、委託業務完了後遅滞なく委託料概算払精算書を提出するものとする。
- 7 甲は、前項の概算払精算書に基づき、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。ただし、契約額と確定額の差額が0円の場合は、これを省略することができる。
- 8 乙は、第2項により支払いを受けた委託料の額が前項の確定額を超えた場合には、その超過分を甲の指定する期日までに返還しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第12条 乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みがあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。
- 3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限（第7条第1項及び第8条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。
- 4 甲の責に帰すべき事由により、前条第2項の規定による委託料の支払が遅れたときは、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
- 5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき第3項及び前項の規定に定

める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- 二 乙の責めに帰すべき理由により、履行期限内に委託業務が完了しないとき、又は、委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 三 第3条の規定に違反したとき。
- 四 第3項に規定する事由によらないで契約の解除の申し出があったとき。
- 五 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- 六 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 七 前各号の一に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(解除の効果)

第14条 この契約が解除された場合には、第1条第1項に規定する乙の義務は消滅する。ただし、次項に係る部分については、この限りでない。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第15条 この契約が解除された場合において、第11条の規定による概算払金があったときは、乙は、当該概算払金の額（第14条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した概算払金の額を控除した額）に当該概算払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額を甲に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、第14条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第11条の規定による概算払金があったときは、甲は、当該概算払金の額（第14条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した概算払金の額を控除した額）を、乙が賠償金を支払わなければならない場合にあっては当該賠償金の額を、第14条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの概算払金になお余剰があるときは、乙は、当該余剰額に概算払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額を甲に返還しなければならない。
- 3 乙は、この契約が解除された場合において、作業現場に乙が所有又は管理する業務の調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けなければならない。
- 4 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用は、乙が負担する。

(遅延利息等の相殺)

第16条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときはさらに追徴することができる。

(賠償金等の徴収)

第17条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り

捨てる。)の利息を付した額と、乙の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の延滞金を徴収する。
- 3 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金に係る債権につきその保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 4 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(談合による損害賠償)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

(補 則)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関して

は、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 委託者 住 所 福島市杉妻町2番16号
氏 名 福 島 県
代表者 福島県知事 内堀 雅雄 印

乙 受託者 住 所
氏 名
代表者 印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態

が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

令和6年度指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等事業業務

仕様書

（適用）

第1条 本仕様書は、福島県が行う令和6年度指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等業務に適用する。

（通則）

第2条 本業務は、本仕様書及び別紙設計図書（以下「仕様書等」という。）により実施するものとする。

（目的）

第3条 本業務は、県内（国有林除く。）において、原発事故後出没や各種被害の増加が顕著となったイノシシ（イノブタ含む。以下同じ。）を捕獲し、個体数の抑制を図ることにより、人の生活圏からのすみ分けを図ることを目的とする。

（業務内容）

第4条 本業務における業務内容は、次のとおりとする。

（1）実施場所

県内一円（避難指示区域を除く）（別添資料のとおり）

（2）イノシシの捕獲

銃又はわなによりイノシシを適切に捕獲する。（目標 5,730 頭）

※本仕様のほか「福島県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）」の内容に順ずる。

（3）捕獲個体の処分

焼却又は埋設等により、捕獲個体を適切に処分する。

（4）実績報告

捕獲及び処分した記録を取りまとめ、確認を受けたものは、速やかに委託者に報告する。

※実績報告のため整理する記録等については、別添「令和6年度福島県指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲確認の受け方」に則して実施するものとする。

（疑義）

第5条 本業務の実施に当たり、仕様書等に明示なき事項がある場合又は疑義を生じた場合、受託者は、速やかに委託者に申し出て、協議するものとする。

（打合せ）

第6条 打合せの時期・回数については、第1回打合せ（業務開始時）、成果品納品時1回、及び進捗状況や中間成果を確認する3回の計5回行なうものとする。

（安全管理）

第7条 本業務の実施に当たり、受託者は、調査を実施する地域の状況を十分に把握し、業務従事者の人身事故はもとより、第三者に危害を及ぼさないよう、関係法令の遵守及び安全管理に万全の措置を講じるものとする。

また、設置するわなには、本業務で使用中的である旨記載した標識を設置するとともに、業務従事者は従事者証の携行を義務づけることとする。（鳥獣保護管理法施行規則第13条の9）

（提出書類）

第8条 受託者は、次の各号に掲げる書類について、それぞれ定められた期日に提出しなければならない。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 委託業務着手届（様式第1号） | 本業務に着手したとき。 |
| (2) 主任技術者通知書（様式第2号） | 主任技術者を定めたとき。 |
| (3) 作業工程表（様式第3号） | 委託業務着手届を提出するとき。 |
| (4) 委託業務完了届（様式第4号） | 本業務を完了したとき。 |
| (5) 業務実績報告書（様式第5号） | 本業務を完了し実施状況を報告するとき。 |

（報告書添付書類）

第9条 本業務の業務実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 実施状況報告書（委託契約書第10条第1項の成果品）
- ① イノシシ捕獲個体記録票（様式第6号）
 - ② 指定管理鳥獣捕獲等事業出猟カレンダー（様式第7-1号及び第7-2号）
 - ③ その他監督員が指示するもの

（購入物品）

第10条 本業務により購入したわな等の物品で再使用可能なものについては、今後の業務での活用を委託者、受託者間で協議するものとする。

（委託料の支払い）

第11条 本業務の委託料の支払いについては、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 委託契約書第11条第1項に定める委託料の請求については、（様式第8号）のとおりとする。
- (2) 委託契約書第11条第4項に定める委託料概算払請求書については、（様式第9号）のとおりとする。
- (3) 委託契約書第11条第6項に定める委託料概算払精算書については、（様式第10号）のとおりとする。

（実包の管理）

第12条 受託者は、捕獲従事者に対し適切な実包管理について指導を徹底するものとする。

- (1) 受託者は、捕獲従事者の実包管理の状況について、都道府県公安委員会が発行する譲受許可証又は猟友会が発行する無許可譲受票の記載内容と実際の実包を確認するなど、常に捕獲従事者ごとに数量等を把握しておかなければならない。
- (2) 受託者は、捕獲従事者ごとの実包の譲受・使用見込み数量について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に、指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務実包購入計画一覧表に記載しなければならない。（様式第11号）
- (3) 受託者は、捕獲従事者ごとの実包の使用状況等（譲受数量、使用実績数量、残数量、残弾の取扱い（狩猟又は許可捕獲業務に転用、廃棄など））について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に、指定管理鳥獣捕獲等事業イノシシ捕獲業務実包管理一覧表に記載しなければならない。（様式第12号）

(様式第1号)

委託業務着手届

令和 年 月 日

(契約権者)

様

住所

受託者

氏名

印

令和 年 月 日付け契約の下記委託業務は、令和 年 月 日着手しましたので届けます。

記

1 委託業務の名称

2 委託料の額 ¥ _____

3 委託の期間 着手 令和 年 月 日

履行期限 令和 年 月 日

(様式第2号)

主任技術者通知書

令和 年 月 日

(契約権者)

様

住所

受託者

氏名

印

令和 年 月 日付け契約の 業務について、委託契約書第6条に基づき主任技術者を下記のとおり定めましたので、通知します。

記

1 氏名

2 生年月日

3 住所

4 主任技術者が常駐する場所

5 地位・職名等

(様式第 4 号)

委託業務完了届

令和 年 月 日

(契約権者)

様

住 所

受託者

氏 名

印

令和 年 月 日付け契約の下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので実績報告書を添えて届けます。

記

1. 委託業務の名称

2. 委託料の額 ¥ _____

3. 委託の期間 着 手 令和 年 月 日

履行期限 令和 年 月 日

(様式第5号)

業務実績報告書

令和 年 月 日

福島県知事

住 所

氏 名

印

業務実績報告書

令和 年 月 日付けで締結した標記委託契約書第 条第 項の規定に基づき、下記のとおり業務を完了したので、報告します。

記

1 実施業務内容

別紙「業務実施状況報告書」のとおり

イノシシ捕獲個体記録票

支 部 名			捕 獲 者				
捕 獲 場 所 (※字まで記載)	市 町 村	大字	字				
(メッシュ番号：) ※メッシュ記載無の場合は位置図添付							
捕 獲 方 法	箱わな	捕獲等 年月日	【銃】	年	月	日	
	くくりわな		【わな】	(設置日)	年	月	日
	銃		(捕獲日)	年	月	日	
体長 (cm)			体高 (cm)				
体重 (kg)			齢 区 分	成獣 ・ 幼獣			
性 別	雄 ・ 雌		処 分 方 法	焼却 ・ 埋設			

(添付書類)

①捕獲時写真

・「写真撮影ケース」のいずれかに従い撮影すること。

【写真撮影ケース1】



【写真撮影ケース2】



注) マーキングが隠れないようにすること。

②処分状況写真等

- ・焼却の場合、焼却場の受入伝票の原本を添付すること。
- ・埋設の場合、埋設のため掘った穴の中に捕獲個体をいれた状態で写すこと。
- ・埋設状況の写真を撮る場合は、カメラ日付機能等により捕獲日付を入れ鮮明なものとする。 (ホワイトボード等で捕獲日を示す場合は、日付け省略可)
- ・伝票および写真等の添付は、はがれ落ちないように貼り付けること。

(埋設写真の例)



注意：上記を全て記載してから確認者の確認を受けること。

【確認者記載欄】

書類・尾 確認年月日	令和	年	月	日
確認者の所属				
確認者の氏名			確認印	
※証拠写真が捕獲現場以外の場合は、理由を聞き取り該当するものに○をつけること。(該当なしの場合は不可)				
・安全確保 ・悪天候 ・地形条件 (備考：)				

(様式第8号)

令和 年 月 日

(契約権者)

様

住 所

受託者

氏 名

印

業務委託料請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した上記委託業務について、委託契約書第
1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額	金	円
	業務委託料の額	円
	既受領額	円
	今回請求額	円
	残額	円

(様式第9号)

令和 年 月 日

(契約権者)

様

住 所

受託者

氏 名

印

業務委託料概算払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した上記委託業務について、委託契約書第
11条第4項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

内訳

契約金額	受領済額	今回請求額	残額	備考

(様式第 10 号)

令和 年 月 日

(契約権者)

様

住 所

受託者

氏 名

印

業務委託料概算払精算書

令和 年 月 日付けで契約を締結した上記委託業務について、委託契約書第 11 条第 6 項の規定により、下記のとおり精算します。

記

1 精算金額 金 円

概算払交付金額	実績額	過不足額	備考

* 過不足額欄は、概算払交付金額から、契約金額又は実績額のいずれか低い額を差し引いた額を記載すること。

(添付書類)

・ 実績額の内訳が確認できる書類 (委託業務に係る収支決算書等)

【様式第11号】

指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務実包購入計画一覧表(記載例)

業 務 名	令和6年度指定管理鳥獣(イノシシ)捕獲等事業業務委託					
受 託 業 者 名						
捕獲対象鳥獣	イノシシ					
捕獲目標頭数	400頭					
購入予定銃弾数	非鉛弾	520発	鉛弾	80発	合計	600発

(内訳)

従 事 者 番 号	捕獲従事者氏名	譲受許可証			無許可譲受票			購入予定計 総 計
		非鉛製銃弾 購入予定	鉛製銃弾 購入予定	購入予定 合 計	非鉛製銃弾 購入予定	鉛製銃弾 購入予定	購入予定 合 計	
1	●● ●●	100	0	100	0	0	0	100
2	○○ ○○	0	0	0	200	0	200	200
3	■■ ■■	0	80	80	0	0	0	80
4	△△ △△	0	0	0	120	0	120	120
5	◆◆ ◆◆	0	0	0	100	0	100	100
合計		100	80	180	420	0	420	600

【様式第12号】※受託者が業務完了報告書に添付

指定管理鳥獣捕獲等事業イノシシ捕獲業務実包管理一覧表

業務名	令和6年度指定管理鳥獣(イノシシ)捕獲等事業業務委託					
受託業者名						
捕獲頭数						
当初購入予定銃弾数	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計	発
譲受銃弾実績	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計	発
使用銃弾実績	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計	発
残弾実績	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計	発

従事者番号	捕獲従事者氏名	許可譲受許可証									無許可譲受票														
		許年	可月	許日	可番	非鉛製銃弾			鉛製銃弾			残数合計	残弾の四分方針	発年	行日	取番	扱号	非鉛製銃弾			鉛製銃弾			残数合計	残弾の四分方針
						譲受	使用	残	譲受	使用	残							譲受	使用	残	譲受	使用	残		
													<input type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()												<input type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()
計																									

交付された従事者証に記載の従事者番号と氏名を記入

○ - □ - △ 号

指定管理鳥獣捕獲等事業

従事者証

従事者番号

福島県知事 印

住所

氏名 ○○ ○○

生年月日

注

1 従事者証は、他人に譲渡等又は他人に使用させてはならない。

2 従事者証は、国等又は地方公共団体の職員、警察官又は関係機関職員その他の職務が指示されたときは、これを拒んではならない。

3 許可を受けた者は、この従事者証を、その効力が発生した日から30日以内に、交付を受けた機関に返納し、かつ、捕獲等又は捕獲等についての報告をしなければならない。

指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

事業を実施する都道府県又は国の機関

（委託を受けた場合）

法人の名称

指定管理鳥獣の種類

福島県内（福島県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画で計画する区域）

方 法

銃猟及びひわな猟（所持する狩猟免許の種類による猟法）

備 考

【様式第12号】※受託者が業務完了報告書に添付

指定管理鳥獣捕獲等事業イノシシ捕獲業務実包管理一覧表(記載例)

業務名	令和6年度指定管理鳥獣(イノシシ)捕獲等事業業務委託				
受託業者名					
捕獲頭数	400頭				
当初購入予定銃弾数	非鉛弾	520発	鉛弾	80発	合計 600発
譲受銃弾実績	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計 発
使用銃弾実績	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計 発
残弾実績	非鉛弾	80発	鉛弾	180発	合計 260発

従事者番号	捕獲従事者氏名	許可譲受許可証									無許可譲受票														
		許年	可月	許日	可番	可号	非鉛製銃弾			鉛製銃弾			残数合計	残弾の四分方針	発年月日	取番	扱号	非鉛製銃弾			鉛製銃弾			残数合計	残弾の四分方針
譲受	使用	残	譲受	使用	残	譲受	使用	残	譲受	使用	残	譲受						使用	残	譲受	使用	残			
1-2-1	●●●●	■年■月■日		1-1		100	80	20				20	<input type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input checked="" type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()										0	<input type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()	
1-2-2	○○○○												<input type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()	○年○月○日	2-1		100	60	40				40	<input type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input checked="" type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()	
1-2-2	■■■■	■年■月■日		1-2					80	80	0	0	<input type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()										0	<input type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()	
1-3-1	△△△△	■年■月■日											<input type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()	○年○月○日	2-2		120	100	20				20	<input checked="" type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()	
1-4-3	◆◆◆◆	■年■月■日											<input type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()	○年○月○日	2-3		100	100	0				0	<input type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()	
													<input type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()										0	<input type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()	
													<input type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()										0	<input type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()	
													<input type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()										0	<input type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()	
													<input type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()										0	<input type="checkbox"/> 狩猟、有害捕獲に転用 <input type="checkbox"/> 射撃場で使用 <input type="checkbox"/> 銃砲店で廃棄 <input type="checkbox"/> その他()	
計																									

交付された従事者証に記載の従事者番号と氏名を記入

○ - □ - △ 号

指定管理鳥獣捕獲等事業

従事者証

従事者番号

福島県知事 印

住所

氏名

生年月日

注

1 従事者証は、他人に譲渡等又は他人に使用させてはならない。

2 従事者証は、国若しくは地方公共団体の職員、警察官又は関係機関職員その他の職務が指示されたときは、これを拒んではならない。

3 許可受託者は、この従事者証を、その効力が生じた日から30日以内に、交付を受けた機関に提出し、かつ、捕獲等実施状況等について報告をしなければならない。

指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

事業を実施する都道府県又は国の機関

福島県

(委託を受けた場合)

法人の名称

〇〇〇〇

指定管理鳥獣の種類

イノシシ

区域

福島県内(福島県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画で計画する区域)

方法

銃猟及びわな猟(所持する狩猟免許の種類による猟法)

備考

令和6年度福島県指定管理鳥獣捕獲等事業における 捕獲確認の受け方

○ 捕獲確認

捕獲者は、捕獲個体記録票・捕獲写真・処分記録（埋設写真、焼却伝票、処理施設の受入伝票のいずれか）・捕獲個体の尾、併せて捕獲従事者証を準備し、指定の日時・場所にて確認を受ける必要がある。

日 時：毎週火曜日もしくは水曜日

（※時間は確認作業者との調整のうえ決定し、別途示す。）

場 所：県内27箇所を基準箇所とする。

ただし、No. 25については、豪雪地域であることから冬期間の確認場所を別途検討する。

（※詳細地点については、確認作業者との調整のうえ決定し、別途示す。）

〔基準箇所〕

- 1 福島市飯坂付近、2 福島市松川付近、3 伊達市役所付近、
- 4 伊達市梁川支所付近、5 桑折町役場付近、6 川俣町役場付近、
- 7 二本松市役所付近、8 本宮市役所付近、9 郡山市逢瀬行政支所付近、
- 10 田村市役所付近、11 須賀川市長沼支所付近、12 小野町役場付近、
- 13 石川町役場付近、14 白河市大信支所付近、15 白河市役所付近、
- 16 西郷村役場付近、17 棚倉町役場付近、18 会津若松市役所付近、
- 19 金山町役場付近、20 三島町役場付近、21 会津美里町役場付近、
- 22 喜多方市役所熱塩加納総合支所付近、23 南会津町役場付近、
- 24 南会津町役場館岩総合支所付近、25 檜枝岐村役場付近、
- 26 南相馬市役所付近、27 南相馬市小高区付近

【捕獲確認の準備物】

① 捕獲個体記録票

捕獲個体1体毎に作成すること。

② 捕獲写真

証拠写真及び証拠物により捕獲個体が本事業による捕獲個体であることを確実に確認するものとする。

証拠写真の撮り方

a. 捕獲個体への個体識別内容の記入

捕獲従事者は、捕獲個体に油性のスプレー等で捕獲個体の識別が可能となるマーキングをする。（マーキングの形式に指定は無いが、個体判別

が困難となる様な類似のマーキングは無効。なお、同一日に複数頭捕獲した場合は、番号を付し、識別ができるようにすること。)

b. 捕獲個体の向き

撮影者から見て、捕獲個体の足が下向きになり、頭部が右側にくる状態とする。

c. 証拠写真の撮影

証拠写真は、原則として捕獲現場において撮影する。ただし、捕獲従事者の安全確保又は当日の天候、地形条件等により捕獲現場での撮影が困難な場合は、捕獲現場以外での撮影を可とする。

証拠写真の撮影は、撮影ケース1か2のいずれかに従い撮影する。

【撮影ケース1】捕獲従事者が一緒に写る場合

捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できるように撮影すること。

※ 捕獲写真はしっぽ無しは無効。しっぽが見えるように撮影すること。

※ スケールは当てなくても有効。ただし、様式第6号の記録票に記載漏れがないように注意すること



【撮影ケース2】捕獲者が一緒に写らない場合

捕獲従事者氏名、捕獲個体、捕獲日、捕獲従事者証が確認できるように撮影すること。

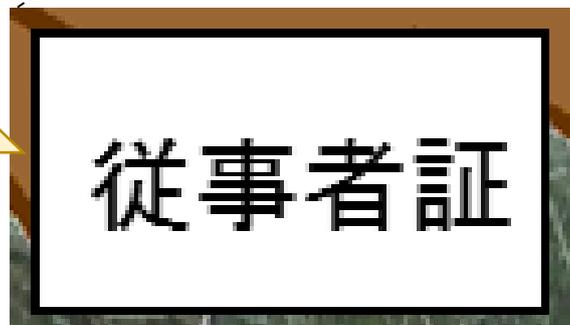
- ※ 捕獲写真はしっぽ無しは無効。しっぽが見えるように撮影すること。
- ※ スケールは当てなくても有効。ただし、様式第6号の記録票に記載漏れがないように注意すること
- ※ 撮影する従事者証については拡大コピーしたものでも可。

日付を印字できるカメラが使用出来ない場合は、ホワイトボード等で日付表示

- 向きは「右向き」で統一する
- スプレー等でマーキング
- イノシシの全身を写すこと



- 捕獲写真で従事者氏名が範読不能な場合もあるため、拡大写真も撮影し、添付する。
- 日付は不要だが、都度撮影すること（以前のコピーは使用不可）。



③ 処分記録

- 埋設処分をする場合は、埋設穴の中に入れた状態の写真を撮影し、捕獲個体記録票に添付する。
- ※十分な深さであることが分かるように撮影をすること。
 - ※日付を印字できるカメラで撮影をすること。

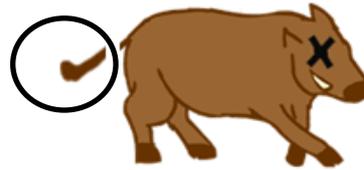
焼却処分等の場合は、処分場等で発行される伝票を捕獲個体記録票に添付する。

(埋設写真例)



※埋設時はしっぽ無しでも可

- ④ 捕獲個体の尾
捕獲個体の尾を切除し持参する。



- ⑤ 捕獲従事者証

○ 捕獲に係る作業の記録 (捕獲確認とは別途整理)

【捕獲作業の記録】

当事業において、捕獲作業（準備作業を含む）を実施した場合は、「様式第7号」により、作業日毎に、作業者数、使用わな数などを記録するものとする。

また、作業実施した際には、集合写真等を撮影（従事日等が分かるよう日付を記載した表示板を入れること）し、従事した人数、従事者等が写真でも確認できるように証拠書類として別途保存すること。

【写真のイメージ】



(標示板記載例 (ホワイトボード・黒板・紙等))

捕獲従事日	令和6年4月1日
捕獲従事場所	○○市○○地区
従事人数	□□人
撮影 (捕獲従事) 者 : ○○ ○○ (氏名)	

R6.4.1

日付を印字できるカメラを使用する場合は、ホワイトボード等の省略可能

福島県
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
(イノシシ)

令和6年 4月 1日から
令和7年 3月31日まで

1 背景及び目的

県内におけるイノシシの生息状況は、阿武隈川以東の地域において長い間比較的安定的に生息していたが、平成6年頃を境に個体数が増加傾向となり、その後、阿武隈川以西の地域に生息域を拡大している。

原発事故後、狩猟意欲の低下及び狩猟者や捕獲従事者の高齢化、農業生産活動等人為活動の停滞により、避難指示区域を中心にイノシシの人里への出没が多く見られるようになり、自動車との接触事故や家屋への侵入、農地の掘り起こしなどの被害が出ている。また、県内全域をみてもイノシシによる被害が多様化しており、家屋周辺等の掘り起こしなどによる生活環境被害、自動車や鉄道での交通事故、また、人前に出てくる頻度が増えていることから、人身事故も発生している。令和4年度におけるイノシシの農業被害面積は40.41haで獣類全体の62.0%、被害金額は4,404万円で獣類全体の48.7%を占めている。

イノシシの捕獲数については、指定管理鳥獣捕獲等事業が追加された平成27年度以降、捕獲数が増加し、令和2年度には過去最大となる35,698頭を捕獲した。

しかし、令和3年度、令和4年度と捕獲頭数が一気に減少に転じた。これまでの捕獲圧の強化に加え、令和2年9月に会津若松市内において野生イノシシへの豚熱(CSF)感染が確認されて以降、県内全域へと徐々に豚熱が広がったことなどが要因と考えられる。

だが、イノシシは自然増加率が高く、捕獲圧が低下すると個体数の回復も早いことから、引き続き適切な捕獲圧をかけていくことが必要である。さらに、豚熱感染の拡散防止を図るためにも、捕獲重点エリアにおいて、捕獲を強化する必要がある。

捕獲目標頭数については、令和5年度まで平成30年度の推定生息数を54,000～62,000頭と試算し、年間25,000頭以上を目標と定め、捕獲を進めてきた。現在は豚熱の影響を生息数推定に反映させることが困難であるため、信頼できる推定値を出すことは難しい状況にあるが、豚熱による影響はあったにしろ、年間25,000頭以上の捕獲によって個体数の抑制が達成できたことから、令和6年度においても捕獲目標を継続し、年間25,000頭以上を目標として捕獲に取り組むことにする。

【令和6年3月策定 福島県イノシシ管理計画(第4期)を基に作成】

また、近年では、これまで被害の見られなかった※尾瀬地区への進出が確認され、対策を講じる必要がある。

以上のことから、令和6年度もイノシシの捕獲圧を高めていく必要があるため、指定管理鳥獣捕獲において、有害捕獲や狩猟捕獲で不足する捕獲数の確保を図るものとする(尾瀬地区については環境省が捕獲を行う。)

※尾瀬地区 旧日光国立公園の尾瀬特別保護地区、御池田代特別保護地区及び特別地域並びにこれらの区域に隣接する区域のうちイノシシによる影響を受けやすいと考えられる区域

2 対象鳥獣の種類

イノシシ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
県北、県中、県南、 会津、南会津、相双、 いわき、尾瀬地区	令和6年4月1日～令和7年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和6年4月1日～令和7年3月15日

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
県北	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、 桑折町、国見町、川俣町、大玉村	<p>県内のほとんどの地域にイノシシの生息が見られ、これまでの捕獲圧の強化や豚熱等の影響によりピーク時よりも捕獲数が減少しているものの、イノシシによる農業被害は依然として発生していることから、個体数を減少させる必要がある。</p> <p>また、イノシシによる被害が恒常化している地域において、積極的な捕獲を実施する必要がある。</p>	<p>福島県鳥獣保護区</p> <p>鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象区域</p> <p>尾瀬国立公園</p>
県中	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、 天栄村、石川町、玉川村、平田村、 浅川町、古殿町、三春町、小野町		
県南	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、 矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、 鮫川村		
会津	会津若松市、喜多方市、北塩原村、 西会津町、磐梯町、猪苗代町、 会津坂下町、湯川村、柳津町、 三島町、金山町、昭和村、 会津美里町		
南会津	下郷町、檜枝岐村(※1)、只見町、 南会津町		
相双 (※2)	相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、 富岡町、川内村、大熊町、双葉町、 浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村		
いわき	いわき市		

※1 「尾瀬地区」は環境省が指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲

※2 避難指示区域を除く。ただし、福島復興再生特別措置法第131条において国が鳥獣の被害を防止するための必要な措置を講ずるとされている避難指示区域に指定されている所については、試験的・モデル的な捕獲を実施する場合がある。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標（過去実績等より設定）
県北	捕獲数 1, 600頭（今後変動する見込み）
県中	捕獲数 300頭（今後変動する見込み）
県南	捕獲数 200頭（今後変動する見込み）
会津	捕獲数 700頭（今後変動する見込み）
南会津	捕獲数 200頭（今後変動する見込み）
相双	捕獲数 900頭（今後変動する見込み）
いわき	捕獲数 1, 200頭（今後変動する見込み）
尾瀬地区（環境省事業実施分）	捕獲数 10頭
県内全区域	～ 630頭（今後変動する見込み）
合計	捕獲数 5, 110頭 ～ 5, 740頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
<p>県北、県中、 県南、会津、 南会津、相双、 いわき</p>	<p>銃猟（忍び猟、巻き狩り等） わな猟（くくりわな、箱わな等） ※銃猟においては非鉛製銃弾を使用（ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒を防止するため、捕獲個体を速やかに処分する等の適切な措置を講じる。）</p>	<p>従事者 700 人程度 わな 1,000 台程度</p>
<p>尾瀬地区 (環境省事業)</p>	<p>銃猟（忍び猟及び待機射撃） ・ライフル銃を主に使用 わな猟（くくりわな等）</p> <p>○ライフル銃の使用が必要な理由 尾瀬ヶ原では見通しの良い平坦な地形が多く、イノシシに接近することが困難であることから、300m程度離れた遠距離から射撃可能なライフル銃の使用が必要な場合がある。また、尾瀬ヶ原では上述の理由により視認性が高く、安全確保の面においても、他の地域と比べライフルが運用しやすい地形であることから、安全に捕獲作業に取り組むことが可能である。</p>	<p>従事者 10 人程度 わな 100 台程度</p>

② 作業手順

・作業手順

準備作業

- ①処分方法（焼却、埋却、両方）の確認を行う。
- ②必要機材の点検・準備を行う。
- ③わな設置場所の選定を行い、設置箇所を記録する。

捕獲作業

（銃猟・わな猟共通）

- ①作業前に従事者によるミーティングを行い、作業手順や安全管理について確認を行う。
- ②作業は2名以上を標準として行う。

（わな猟の場合）

- ①わなの設置（標識表示）を行う。
- ②わなを見回り捕獲状況の確認を行う。
- ③捕獲されている場合は安全に留意し止めさしを行う。

（銃猟の場合）

- ①見通しの悪い場所や灌木越しの発砲をしないよう周囲の確認を行う。
- ②発砲の際は矢先の確認を行う。
- ③半矢にした場合は追跡し極力回収を行う。

処理作業

（銃猟・わな猟共通）

- ①捕獲個体のデータ（捕獲年月日、捕獲（わな設置）場所、性別、体長、体重）を記録し、写真撮影（体長がわかるように）を行う。
また、捕獲に併せて捕獲に関する情報として、捕獲効率（CPUE）、目撃効率（SPUE）を記録する。
- ②捕獲個体を焼却または埋却場所に搬入し処理を行う。
- ③錯誤捕獲個体については、「錯誤捕獲時の対応」に基づき、適切に処理を行う。

・鳥獣保護区における捕獲

1月から7月は猛禽類の繁殖時期にあたるため、これらの生息が確認されている場所では、止めさしを除いて猟銃は使用しない。また、鳥獣保護区における捕獲について、猟犬の使用は禁止するとともに、希少な野生獣類が生息している場合は、くくりわなは使用しない。

・安全管理

受託者は、捕獲及び捕獲個体の処分作業に当たって、各作業手順に従事者に徹底させるとともに、次に掲げる関係機関との連絡体制について整備を行うものとする。

県、市町村、焼却施設管理者、警察、消防、医療機関 等

また、米ぬか等による誘引は、クマが生息する地域においてクマの誘引、錯誤捕獲に繋がることから、安全に配慮して検討する。

・ **錯誤捕獲時の対応**

イノシシ以外の獣が錯誤捕獲された場合は、原則として放獣する。
ただし、指定管理鳥獣であるニホンジカが捕獲される可能性がある場合には、事業受託者は予め捕獲許可を取得し、捕獲した場合は適切に処分する。

くくりわなによるクマの錯誤捕獲については、錯誤捕獲防止のためクマが生息する場所での捕獲を控え、錯誤捕獲が発生した場合は作業者の安全を考慮して対応を決定する。また、カモシカが錯誤捕獲された場合は特別天然記念物を所管する教育事務所等と連携し放獣に努める。

・ **捕獲個体の回収方法**

捕獲個体は地形等の関係から回収不能の場合を除き、すべて回収し適切に処分する。

・ **捕獲個体の処分方法**

一般廃棄物として焼却又は埋却処理等を行うものとする。また、放射線モニタリング調査のため、検体として必要な部位については回収し県へ提出する。

・ **捕獲情報の収集および評価**

事業受託者から捕獲に係る各種記録を収集し、専門家の意見も踏まえ、捕獲数や捕獲位置情報のほか、捕獲等の方法などの結果から、目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性を検証し、改善すべき事項の検討を行うものとする。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項

環境省が指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲した尾瀬地区の個体に限っては、地形の性質上、回収及び埋設が困難であるため、放置を可能とする。

(3) 夜間銃猟に関する事項

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

・ **事業主体**

福島県、環境省

・ **実施形態**

委託

・ **委託先**

認定鳥獣捕獲等事業者

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

県は、市町村を通じて住民や関係者に対し事業内容について周知を図ることとする。

必要に応じ事業実施区域周辺に注意を促す看板等を設置し、山菜採りや登山等で入山した住民の安全を確保し、事故等の発生がないよう万全を期す。

また、受託者は、銃猟実施時の立入規制措置や監視方法を定めるとともに、わな設置時の注意喚起看板等の掲示を行い、住民の安全を確保するものとする。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

社寺境内や墓地に比較的近い場所においては、わなの設置は控えることとし、静穏の保持に努めることとする。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 市町村との協議、調整

県及び事業の受託者は、捕獲活動をする市町村と十分に協議、調整をした上で事業を実施することとする。

(2) 事業において遵守しなければならない事項

連絡用無線機は適切な機器を選定するとともに、使用に当たっては電波法令を遵守し、適切な使用に努めることとする。

(3) 事業において配慮すべき事項

捕獲した個体がやむを得ず回収できず、猛禽類等が採餌すること等により鉛中毒被害が生じることを防ぐため、可能な限り非鉛製銃弾を使用するよう努めることとする。

埋設処分の際には水源等への影響が無いよう努めることとする。

また、野生イノシシの豚熱（CSF）感染地域における捕獲個体の処分に当たっては、防疫措置に努めることとする。

(4) 地域社会への配慮

県及び受託者は、実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会とのあつれきが生じないよう配慮することとする。

鳥獣管理について広く周知を図り、捕獲等の必要性について理解が得られるよう努めるものとする。

令和6年度

指定管理鳥獣(イノシシ)捕獲等事業業務委託設計書

明細表

指定管理鳥獣(イノシシ)捕獲等業務						
名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
業務打合せ		5	回			単価表1
事前調査		1	式			単価表2
捕獲等事前調整		1	式			単価表3
捕獲等実施(銃)		1	式			単価表4-1
捕獲等実施(わな)		1	式			単価表4-2
捕獲個体処分(焼却)		2,865	個体			単価表5-1
捕獲個体処分(埋設)		2,865	個体			単価表5-2
捕獲実績確認(尾の提出含む)		5,730	個体			単価表6
報告書作成		1	式			単価表7
直接経費						
諸経費		50.00	%			
委託価格計						
					≒	千円未満切り捨て
消費税相当額		10	%			
合計額						

単価	特殊作業員		円	土木単価 ※銃猟免許所持者程度
	軽作業員		円	土木単価
	旅費・交通費	県内	円	県内(平均)

単価表1

業務打合せ						1回当たり
名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
技術員	特殊作業員	0.12	人			技術員1人、1回当たり1時間
旅費・交通費		1.0	回			(県内事務所～県庁)
単価						

単価表2

事前調査						1式当たり
名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
法規制等確認	特殊作業員	1.00	人			捕獲等の実施区域に関する法規制等の確認(書類)
地域条件確認 捕獲箇所選定	特殊作業員	29.50	人			安全かつ効率的な捕獲方法検討等のための実施箇所の調査、選定(書類、現地)
旅費		30.00	回			
安全確保調整	特殊作業員	1.00	人			安全の確保や危険回避のために必要な作業の抽出(書類)
単価						

単価表3

捕獲等事前調整						1式当たり
名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
地元行政等調整						地元行政機関、区長等、地元住民との調整(現地)
訪問・説明	特殊作業員	29.50	人			
地元関係団体等調整						地元猟友会、保護団体等との調整(現地)
訪問・説明	特殊作業員	29.50	人			
単価						

単価表4-1

捕獲等実施(銃)						1式当たり
名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
下見	特殊作業員	18.00	人			
銃猟(個人猟)	特殊作業員	2255.00	人			2865頭÷1.27頭/人日(CPUEより) (切り捨て)
装備品損耗等		1.00	式			実包、GPSなど、捕獲作業に必要な消耗品及び装備品の損耗分
単価						

単価表4-2

捕獲等実施(わな)						1式当たり
名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
下見	特殊作業員	18.00	人			
わな設置作業	特殊作業員	318.00	人			2865頭÷1頭/台÷9.00台/人日(設置時間0.5h+撤去時間0.3h+移動時間0.2h)
見回り	特殊作業員	1591.00	人			2865頭÷0.03頭/日台(CPUEより)÷30台/人(確認等の移動時間0.20h)÷2日毎
遠距離通勤		2250.00	回			45人×50日/年、平均片道30km(往復60km)ガソリン代
装備品損耗等		1.00	式			くくりわな、GPS、捕獲センサーなど、捕獲作業に必要な消耗品及び装備品の損耗分
単価						

単価表5-1

捕獲個体処分(焼却)						1個体当たり
名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
止め差し作業(猟銃)	特殊作業員	0.06	人			止め差し手間
止め差し資材		1.00	式			弾代等止め差し資材
記録作業	軽作業員	0.06	人			写真撮影、記録表記入
記録資材		1.00	式			撮影・記録等消耗品等
解体作業	軽作業員	0.06	人			解体手間
解体資材		1.00	式			解体資材
袋詰め作業	軽作業員	0.01	人			袋詰め手間
袋詰め資材		1.00	式			袋、梱包紐等
運搬作業	軽作業員	0.05	人			運搬(平均15km、往復30km)
運搬費		1.00	式			ガソリン代
単価						

単価表5-2

捕獲個体処分(埋設)						1個体当たり
名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
止め差し作業(猟銃)	特殊作業員	0.06	人			止め差し手間
止め差し資材		1.00	式			弾代等止め差し資材
記録作業	軽作業員	0.06	人			写真撮影、記録表記入
記録資材		1.00	式			撮影・記録等消耗品等
埋設作業	軽作業員	0.10	人			埋設手間
埋設資材		1.00	式			埋設資材
単価						

単価表6

捕獲実績確認(尾の提出含む)						1個体当たり
名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
採取作業	特殊作業員	0.01	人			尾の採取等
作業資材等		1.00	式			採取道具損料
記録作業	軽作業員	0.01	人			写真撮影、記録集積
記録資材		1.00	式			撮影・記録等消耗品等
運搬作業	軽作業員	0.01	人			運搬(平均5km、往復10km)
運搬費		1.00	式			ガソリン代
単価						

単価表7

報告書作成						1式あたり
名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
報告書取りまとめ	特殊作業員	6.0	人			
作成補助	軽作業員	35.0	人			
単価						